

議案第7号

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程の一部を改正  
する訓令について

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成23年3月9日

沖縄県教育委員会

(別紙)

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要説明

部課名 教育庁総務課

---

- 1 改正を必要とする訓令の名称  
埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程

2 改正の経緯及び必要性

平成23年度における文化に関する事務（文化財の保護を除く。）の知事部への移管に伴い、教育庁文化課の名称を教育庁文化財課に変更することから、当該訓令の規定を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程第4条中「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改める。（本則）
- (2) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。（附則第1項）

4 添付資料

新旧対照表

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第11号）新旧対照表	
改	正 案
<p>(委嘱及び委嘱期間)</p> <p>第4条 嘱託員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかるわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育府文化課長は、教育府総務課長と協議するものとする。</p>	<p>(委嘱及び委嘱期間)</p> <p>第4条 嘱託員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかるわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育府文化課長は、教育府総務課長と協議するものとする。</p>